

平成 2 9 年

第 1 0 回大洗町農業委員会総会議事録

大 洗 町 農 業 委 員 会

# 第 10 回 大洗町農業委員会総会議事録

平成 29 年 10 月 25 日（水） 午後 5 時 00 分

平成 29 年 10 月 25 日大洗町農業委員会が大洗町役場会議室に招集されたので、会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定移転の許可について

議案第 22 号 非農地証明願いについて

議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による権利の設定移転の許可について

報告第 19 号 農地法第 4 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

報告第 20 号 農地法第 5 条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する専決処理について

その他

出席委員	1 番 大 貫 静	2 番 佐 久 間 亨
	3 番 菊 池 友 子	4 番 大 貫 善 之
	5 番 藤 沼 洋 一	6 番 小野瀬 三 雄
	7 番 勝 村 勝 一	8 番 小 沼 正 男

本日の会議の書記は次のとおりである。

有田和義、菅谷規広、田山敏広、小沼藤一郎

会長は午後 5 時 00 分に議長席につき、定数に達したので会議を開く旨を述べ、会議規則第 13 条の 2 項により議事録署名人、5 番 藤沼委員、6 番 小野瀬委員、7 番 勝村委員の各委員を指名する。

議 長 議事に入ります。議案第 21 号を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 〔議案第 21 号を議案書をもとに説明〕

議 長：こちらの議案につきましては、現地調査を行っていますので、2 項、3 項、4 項は

1 番委員より、5 項は 7 番委員より報告をお願いします。

1 番委員：去る 10 月 24 日 7 番委員と私と事務局で現地調査を行いました。  
項 2.3.4 は、国道 51 号沿いにある配水場付近の畑でございます。  
申請地付近は現在、申請者の方が畑として一体的に利用されており、また、申請地も畑として利用すると聞いております。皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

7 番委員：去る 10 月 24 日 1 番委員と私と事務局で現地調査を行いました。  
項 5 は、祝町にある町営二葉住宅付近にある畑でございます。  
申請地は現在、畑として利用されているのですが、町道整備に伴い、境界立会いを行ったところ、隣地の方がその畑の一部を自分の土地と主張したため、現在の地主が隣地の方に贈与することになったとのことです。  
皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議 長：本案につきまして、何かご意見はございますか。

7 番委員：1 項について、売買価格は？

事務局：45 万円 / 10 a です。

7 番委員：2, 3, 4 項について、産業廃棄物を捨てられないよう覚書を作成したほうがいいのでは。

事務局：申請者にはそのように指導します。

議 長：本案につきまして、何かご意見はございますか。

一 同：異議なし

議 長：一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長：続いて議案第 22 号を上程いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局：議案朗読説明する。

議 長：こちらの議案につきましても、現地調査を行っていますので、大貫静委員より、報告をお願いします。

1 番委員：申請地は、大貫橋を渡って、すぐ左側にある畑であります。

現地は、昭和 60 年頃から砂利が敷かれている資材置場として利用されていて、農地としての耕作は不可能であると考えられますので、非農地証明を行うことに問題ないかと思われまます。皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議 長：本案につきまして、何かご意見はございますか。

一 同：異議なし

議 長：一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長：続いて議案第 23 号を上程いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局：議案朗読説明する。

議 長：こちらの議案につきましても、現地調査を行っておりますので、1 項は 7 番委員より、2 項は 1 番委員より報告をお願いします。

7 番委員：項 1 について、祝町にあるクロネコヤマト付近の住宅の隣にある畑であります。現在、土地にはセメントが埋まっている状況であり、畑として耕作するのは難しい状態となっているため、転用申請をし、駐車場として使用する計画につきましては、許可はやむを得ないのではないかと考えます。

1 番委員：項 2 については、県道大洗友部線沿いにある畑であり、以前、農業委員会で審議した案件でもあります。

申請者は、実家で親と同居しているが、子供が大きくなって、手狭になっていることもあり、自己用住宅の建築を計画しています。

申請地については、申請者の祖父が所有している土地の中で周辺農地への影響や他法令との調整が適切にとれる土地を選定したとのこと。

転用の許可はやむを得ないものと思われまますが、皆様のご審議の程よろしくお願い致します。

議 長：本案につきまして、何かご意見はございますか。

一 同：異議なし

議 長：一同異議なしにより、本案は許可することといたします。

議 長：続いて報告第 19 号を上程いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局：議案朗読説明する。

議長：本案につきまして、何かご意見はございますか。

一 同：異議なし

議長：続いて報告第20号を上程いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局：議案朗読説明する。

議長：本案につきまして、何かご意見はございますか。

一 同：異議なし

議長：一同異議なしにより、本案は報告の通りといたします。  
その他の案件として、何か事務局からございますか。

その他

- ・農地パトロールの集計結果について
- ・休耕地の適切な管理について
- ・次回の日程について

本日の会議は以上をもって閉会を宣す。

議長は、午後6時00分議案を全て終了したので閉会を宣す。

上記会議の次第を記載し、その相違なきを証するため署名捺印する。

平成29年10月25日

議長

委員

委員

委 員